

議案第28号

佐野市営住宅条例等の改正について

佐野市営住宅条例等の一部を改正する条例を次のように定めます。

令和2年2月28日提出

佐野市長 岡部正英

佐野市営住宅条例等の一部を改正する条例

(佐野市営住宅条例の一部改正)

第1条 佐野市営住宅条例（平成17年佐野市条例第213号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「高齢者、身体障がい者その他の特に居住の安定を図る必要がある者（次条第2項において「高齢者等」という。）にあつては、第1号、第2号、第4号及び第5号、」を削り、「第1号及び第5号」を「第1号及び第4号」に改め、同項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とする。

第7条第1項中「から第4号まで」を「から第3号まで」に改め、同条第2項中「前条第1項第4号イに掲げる市営住宅の入居者は、同項各号（高齢者等にあつては、同項第1号、第2号、第4号及び第5号）」を「前条第1項第3号イに掲げる市営住宅の入居者は、同項各号」に改める。

第12条第1項中「市の区域内」を「日本国内」に改める。

第13条第1項中「第10条」を「第11条」に、「第6条第1項第4号」を「第6条第1項第3号」に改め、同条第2項中「第6条第1項第1号、第2号及び第5号」を「第6条第1項第1号、第2号及び第4号」に改める。

第14条第1項中「第11条」を「第12条」に改め、同条第2項中「第6条第1項第5号」を「第6条第1項第4号」に改める。

第16条第2項中「第8条」を「第7条」に改める。

第23条第2項中「き損した」を「毀損した」に改める。

第29条第1項中「第6条第1項第4号」を「第6条第1項第3号」に改める。

第38条及び第39条中「第11条」を「第12条」に改める。

第56条第1項第3号中「き損した」を「毀損した」に改める。

第57条の2第1項中「第6条第1項第5号」を「第6条第1項第4号」に改める。

(佐野市再開発住宅条例の一部改正)

第2条 佐野市再開発住宅条例（平成17年佐野市条例第214号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「第6条第1項第4号」を「第6条第1項第3号」に改める。

第8条第1項中「市の区域内」を「日本国内」に改める。

第9条第3項中「第10条第1項第1号」を「第11条第1項第1号」に改める。

第23条第2項中「第8条」を「第7条」に改める。

第30条第1項第3号中「き損した」を「毀損した」に改める。

(佐野市特定公共賃貸住宅条例の一部改正)

第3条 佐野市特定公共賃貸住宅条例（平成17年佐野市条例第215号）の一部を次のように改正する。

第6条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とする。

第11条の2第1項中「市の区域内」を「日本国内」に改める。

第27条第2項中「第6条第1号、第3号及び第4号」を「第6条」に改める。

第27条の2第2項中「第6条第4号」を「第6条第3号」に改める。

第30条第3項中「明け渡し」を「明渡し」に改める。

第37条の2第1項中「第6条第4号」を「第6条第3号」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第1条中佐野市営住宅条例第13条第1項の改正規定（「第10条」を「第11条」に改める部分に限る。）、同条例第14条第1項の改正規定、同条例第16条第2項の改正規定、同条例第23条第2項の改正規定、同条例第38条及び第39条の改正規定並びに同条例第56条第1項第3号の改正規定、第2条中佐野市再開発住宅条例第9条第3項の改正規定、同条例第23条第2項の改正規定及び同条例第30条第1項第3号の改正規定並びに第3条中佐野市特定公共賃貸住宅条例第30条第3項の改正規定は、公布の日から施行する。

理 由

市営住宅、再開発住宅並びに特定公共賃貸住宅の入居者の資格及び連帯保証人の要件を改め、並びに所要の規定を整備するため本条例を改正したので提案するものです。

佐野市営住宅条例の改正案 新旧対照表

(第1条関係)

現 行	改 正 案
<p>(入居者の資格)</p> <p>第6条 市営住宅に入居することができる者は、次の各号（<u>高齢者、身体障がい者その他の特に居住の安定を図る必要がある者（次条第2項において「高齢者等」という。）</u>）にあつては、<u>第1号、第2号、第4号及び第5号</u>、被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条、東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第122号）第20条又は福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）第40条の規定により法第23条各号に掲げる条件を具備するとみなされる者にあつては、<u>第1号及び第5号</u>）の条件を具備する者でなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。）</u>があること。</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(入居者資格の特例)</p> <p>第7条 公営住宅の借上げに係る契約の終了又は公営住宅の用途の廃止により当該公営住宅の明渡しをしようとする入居者が当該明渡しに伴い他の市営住宅に入居の申込みをしたときは、前条第1項第1号<u>から第4号まで</u>に掲げる条件を具備する者とみなす。</p> <p>2 <u>前条第1項第4号イ</u>に掲げる市営住宅の入居者は、同項各号（高齢者等に</p>	<p>(入居者の資格)</p> <p>第6条 市営住宅に入居することができる者は、次の各号（被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条、東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第122号）第20条又は福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）第40条の規定により法第23条各号に掲げる条件を具備するとみなされる者にあつては、<u>第1号及び第4号</u>）の条件を具備する者でなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(入居者資格の特例)</p> <p>第7条 公営住宅の借上げに係る契約の終了又は公営住宅の用途の廃止により当該公営住宅の明渡しをしようとする入居者が当該明渡しに伴い他の市営住宅に入居の申込みをしたときは、前条第1項第1号<u>から第3号まで</u>に掲げる条件を具備する者とみなす。</p> <p>2 <u>前条第1項第3号イ</u>に掲げる市営住宅の入居者は、同項各号に掲げる条件</p>

あつては、同項第1号、第2号、第4号及び第5号)に掲げる条件を具備するほか、当該災害発生の日から3年間は、なお、当該災害により住宅を失った者でなければならない。

(連帯保証人)

第12条 連帯保証人は、市の区域内に居住し、独立の生計を営み、かつ、入居決定者と同程度以上の収入を有する者で市長が適当であると認めるものでなければならない。

2 (略)

(同居の承認)

第13条 市営住宅の入居者は、当該市営住宅への入居の際に同居した親族以外の者を同居させようとするときは、公営住宅法施行規則（昭和26年建設省令第19号。以下「省令」という。）第10条で定めるところにより、市長の承認を受けなければならない。この場合において、同条第1項第1号に規定する金額は、同号の規定にかかわらず、第6条第1項第4号に規定する金額とする。

2 第6条第1項第1号、第2号及び第5号の規定は、前項の承認について準用する。

(入居の承継)

第14条 市営住宅の入居者が死亡し、又は退去した場合において、その死亡時又は退去時に当該入居者と同居していた者が引き続き当該市営住宅に居住することを希望するときは、当該同居していた者は、省令第11条で定めるところにより、市長の承認を受けなければならない。

2 第6条第1項第5号の規定は、前項の承認について準用する。

(収入の申告等)

第16条 (略)

2 前項に規定する収入の申告は、省令第8条に規定する方法による。

を具備するほか、当該災害発生の日から3年間は、なお、当該災害により住宅を失った者でなければならない。

(連帯保証人)

第12条 連帯保証人は、日本国内に居住し、独立の生計を営み、かつ、入居決定者と同程度以上の収入を有する者で市長が適当であると認めるものでなければならない。

2 (略)

(同居の承認)

第13条 市営住宅の入居者は、当該市営住宅への入居の際に同居した親族以外の者を同居させようとするときは、公営住宅法施行規則（昭和26年建設省令第19号。以下「省令」という。）第11条で定めるところにより、市長の承認を受けなければならない。この場合において、同条第1項第1号に規定する金額は、同号の規定にかかわらず、第6条第1項第3号に規定する金額とする。

2 第6条第1項第1号、第2号及び第4号の規定は、前項の承認について準用する。

(入居の承継)

第14条 市営住宅の入居者が死亡し、又は退去した場合において、その死亡時又は退去時に当該入居者と同居していた者が引き続き当該市営住宅に居住することを希望するときは、当該同居していた者は、省令第12条で定めるところにより、市長の承認を受けなければならない。

2 第6条第1項第4号の規定は、前項の承認について準用する。

(収入の申告等)

第16条 (略)

2 前項に規定する収入の申告は、省令第7条に規定する方法による。

3・4 (略)

(入居者の保管義務等)

第23条 (略)

2 入居者の責めに帰すべき事由により、市営住宅又は共同施設が滅失し、又ははき損したときは、入居者が原状に復し、又はこれに要する費用を賠償しなければならない。

(収入超過者等に関する認定)

第29条 市長は、毎年度、第16条第3項の規定により認定した入居者の収入の額が第6条第1項第4号の金額を超え、かつ、当該入居者が市営住宅に引き続き3年以上入居しているときは、当該入居者を収入超過者として認定し、その旨を通知する。

2・3 (略)

(公営住宅建替事業に係る家賃の特例)

第38条 市長は、前条の申出により公営住宅の入居者を新たに整備された市営住宅に入居させる場合において、新たに入居する市営住宅の家賃が従前の公営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第15条第1項、第30条第1項又は第33条第1項の規定にかかわらず、令第11条で定めるところにより当該入居者の家賃を減額する。

(公営住宅の用途の廃止による他の市営住宅への入居の際の家賃の特例)

第39条 市長は、法第44条第3項の規定による公営住宅の用途の廃止による公営住宅の除却に伴い当該公営住宅の入居者を他の市営住宅に入居させる場合において、新たに入居する市営住宅の家賃が従前の公営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第15条第1項、第30条第1項又は第33条第1項の規定にかかわらず、令第11条で定めるところにより当該入居者の家賃を減額する。

3・4 (略)

(入居者の保管義務等)

第23条 (略)

2 入居者の責めに帰すべき事由により、市営住宅又は共同施設が滅失し、又は毀損したときは、入居者が原状に復し、又はこれに要する費用を賠償しなければならない。

(収入超過者等に関する認定)

第29条 市長は、毎年度、第16条第3項の規定により認定した入居者の収入の額が第6条第1項第3号の金額を超え、かつ、当該入居者が市営住宅に引き続き3年以上入居しているときは、当該入居者を収入超過者として認定し、その旨を通知する。

2・3 (略)

(公営住宅建替事業に係る家賃の特例)

第38条 市長は、前条の申出により公営住宅の入居者を新たに整備された市営住宅に入居させる場合において、新たに入居する市営住宅の家賃が従前の公営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第15条第1項、第30条第1項又は第33条第1項の規定にかかわらず、令第12条で定めるところにより当該入居者の家賃を減額する。

(公営住宅の用途の廃止による他の市営住宅への入居の際の家賃の特例)

第39条 市長は、法第44条第3項の規定による公営住宅の用途の廃止による公営住宅の除却に伴い当該公営住宅の入居者を他の市営住宅に入居させる場合において、新たに入居する市営住宅の家賃が従前の公営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第15条第1項、第30条第1項又は第33条第1項の規定にかかわらず、令第12条で定めるところにより当該入居者の家賃を減額する。

<p>(使用許可の取消し)</p> <p>第56条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、専用駐車場の許可を取り消し、又はその明渡しを請求することができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 専用駐車場又はその附帯する設備を故意に<u>き損した</u>とき。</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(意見の聴取等)</p> <p>第57条の2 市長は、<u>第6条第1項第5号</u>(第13条第2項及び第14条第2項において準用する場合を含む。)又は第41条第1項第6号に該当する事由の有無について、栃木県佐野警察署長の意見を聴くことができる。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(使用許可の取消し)</p> <p>第56条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、専用駐車場の許可を取り消し、又はその明渡しを請求することができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 専用駐車場又はその附帯する設備を故意に<u>毀損した</u>とき。</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(意見の聴取等)</p> <p>第57条の2 市長は、<u>第6条第1項第4号</u>(第13条第2項及び第14条第2項において準用する場合を含む。)又は第41条第1項第6号に該当する事由の有無について、栃木県佐野警察署長の意見を聴くことができる。</p> <p>2 (略)</p>
--	--

佐野市再開発住宅条例の改正案 新旧対照表

(第2条関係)

現 行	改 正 案
<p>(入居者の資格)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 前項に規定する者が再開発住宅に入居しない、又は居住しなくなった場合において、再開発住宅に入居することができる者は、佐野市営住宅条例(平成17年佐野市条例第213号。以下「市営住宅条例」という。)第6条の規定に該当する者とする。この場合において、市営住宅条例<u>第6条第1項第4号</u>の規定にかかわらず、その者の収入は、第25条第1項第1号に規定する19万8,000円を超えないものとする。</p> <p>(連帯保証人)</p>	<p>(入居者の資格)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 前項に規定する者が再開発住宅に入居しない、又は居住しなくなった場合において、再開発住宅に入居することができる者は、佐野市営住宅条例(平成17年佐野市条例第213号。以下「市営住宅条例」という。)第6条の規定に該当する者とする。この場合において、市営住宅条例<u>第6条第1項第3号</u>の規定にかかわらず、その者の収入は、第25条第1項第1号に規定する19万8,000円を超えないものとする。</p> <p>(連帯保証人)</p>

第8条 前条の連帯保証人は、市の区域内に居住し、独立の生計を営み、かつ、入居決定者と同程度以上の収入を有する者で市長が適当であると認めるものでなければならない。

2・3 (略)

(同居の承認)

第9条 (略)

2 (略)

3 市営住宅条例第13条の規定は、第3条第2項の規定による入居者について準用する。ただし、公営住宅法施行規則（昭和26年建設省令第19号。以下「省令」という。）第10条第1項第1号の金額は、19万8,000円とする。

(収入の申告等)

第23条 (略)

2 前項に規定する収入の申告は、省令第8条に規定する方法による。

3・4 (略)

(住宅の明渡し請求)

第30条 市長は、入居者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該入居者に対し、当該再開発住宅の明渡しを請求することができる。

(1)・(2) (略)

(3) 再開発住宅を故意にき損したとき。

(4)・(5) (略)

2 (略)

第8条 前条の連帯保証人は、日本国内に居住し、独立の生計を営み、かつ、入居決定者と同程度以上の収入を有する者で市長が適当であると認めるものでなければならない。

2・3 (略)

(同居の承認)

第9条 (略)

2 (略)

3 市営住宅条例第13条の規定は、第3条第2項の規定による入居者について準用する。ただし、公営住宅法施行規則（昭和26年建設省令第19号。以下「省令」という。）第11条第1項第1号の金額は、19万8,000円とする。

(収入の申告等)

第23条 (略)

2 前項に規定する収入の申告は、省令第7条に規定する方法による。

3・4 (略)

(住宅の明渡し請求)

第30条 市長は、入居者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該入居者に対し、当該再開発住宅の明渡しを請求することができる。

(1)・(2) (略)

(3) 再開発住宅を故意に毀損したとき。

(4)・(5) (略)

2 (略)

佐野市特定公共賃貸住宅条例の改正案 新旧対照表

(第3条関係)

現 行	改 正 案
<p>(入居者の資格)</p> <p>第6条 特定公共賃貸住宅に入居することができる者は、次の各号の条件を具備する者でなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）があること。</u></p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>(連帯保証人)</p> <p>第11条の2 連帯保証人は、<u>市の区域内</u>に居住し、独立の生計を営み、かつ、入居決定者と同程度以上の収入を有する者で市長が適当であると認めるものでなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(同居の承認)</p> <p>第27条 (略)</p> <p>2 <u>第6条第1号、第3号及び第4号</u>の規定は、前項の承認について準用する。</p> <p>(入居の承継)</p> <p>第27条の2 (略)</p> <p>2 <u>第6条第4号</u>の規定は、前項の承認について準用する。</p> <p>(住宅の明渡し請求)</p> <p>第30条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 市長は、第1項各号の規定に該当することにより同項の規定による請求を行ったときは、当該請求を受けた者に対し、請求の日の翌日から当該特定公共賃貸住宅の<u>明け渡し</u></p>	<p>(入居者の資格)</p> <p>第6条 特定公共賃貸住宅に入居することができる者は、次の各号の条件を具備する者でなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(連帯保証人)</p> <p>第11条の2 連帯保証人は、<u>日本国内</u>に居住し、独立の生計を営み、かつ、入居決定者と同程度以上の収入を有する者で市長が適当であると認めるものでなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(同居の承認)</p> <p>第27条 (略)</p> <p>2 <u>第6条</u>の規定は、前項の承認について準用する。</p> <p>(入居の承継)</p> <p>第27条の2 (略)</p> <p>2 <u>第6条第3号</u>の規定は、前項の承認について準用する。</p> <p>(住宅の明渡し請求)</p> <p>第30条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 市長は、第1項各号の規定に該当することにより同項の規定による請求を行ったときは、当該請求を受けた者に対し、請求の日の翌日から当該特定公共賃貸住宅の<u>明渡し</u>を</p>

を行う日までの期間については、毎月、家賃相当額の2倍に相当する額以下の金銭を徴収することができる。

(意見の聴取等)

第37条の2 市長は、第6条第4号（第27条第2項及び第27条の2第2項において準用する場合を含む。）又は第30条第1項第6号に該当する事由の有無について、栃木県佐野警察署長の意見を聴くことができる。

2 (略)

行う日までの期間については、毎月、家賃相当額の2倍に相当する額以下の金銭を徴収することができる。

(意見の聴取等)

第37条の2 市長は、第6条第3号（第27条第2項及び第27条の2第2項において準用する場合を含む。）又は第30条第1項第6号に該当する事由の有無について、栃木県佐野警察署長の意見を聴くことができる。

2 (略)